◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第706号（R5.4.28）◆◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

　また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

※次号のメールマガジン「事業用自動車安全通信」は、令和５年５月１２日（金）に発信予定です。

＝目　次＝

1.重大事故等情報＝２件（４月２１日～４月２７日分）
(1)中型トラックの衝突事故
(2)大型トラックの衝突事故

2.トピック
(1)令和４年度第４回「運行管理高度化検討会」を開催しました
　（配信日：R5.3.24）
(2)健康起因事故防止～睡眠時無呼吸症候群及び緑内障の啓発動画について～
　（配信日：R4.12.16）
(3)運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について
　（配信日：R4.12.9）
(4)大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開しました！
　（配信日：R4.10.14）

◇◇◇

４月２６日（水）午前９時３０分頃、群馬県の国道において、大型トラックが運行中、交差点に進入したところ、対向車線から右折してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該乗用車に乗車していた３名が死亡し、１名が軽傷を負った。

なお、当該大型トラックの運転者に怪我はなかった。

---

上記２件の死傷者数計：死亡５名、重傷０名、軽傷２名（速報値）

---

◇◇◇

https://forms.gle/db8iPTv3qnzAaa128（緑内障）

※本内容に関するお問い合わせは、公益財団法人国際交通安全学会へご連絡頂きますようお願いいたします。

（お問い合わせ先）
https://www.iatss.or.jp/contact.html

---

(3)運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について
（配信日：R4.12.9）

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、今月４日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等９名が負傷する事故が発生しました。
輸送の安全確保は自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも運送事業者の方々には健康起因事故を防止するための様々な取組みを実施していただいているところですが、こうした中で、多数の旅客の命を預かる高速乗合バスにおいて運転者の体調不良に起因する事故が発生したことは大変遺憾です。
ついては、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めていただくため、貴会会員に対し、改めて下記について周知徹底をお願いいたします。

記

１．運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
２．運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
３．自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。
※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html

---

(4)大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開しました！

（配信日：R4.10.14）

車輪脱落事故を起こした大型車では、著しいさびや汚れ等により劣化した部品が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ボルトやナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていない状況が確認されたことを踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の手順を確認できるよう解説動画を作成し、国土交通省YouTubeチャンネルに公開しました。
この機会に是非とも解説動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の実施をお願いします。

【国土交通省YouTubeチャンネル】
https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRIl2zJVaaybwEEKAmd5YVi

◇◇◇

・フリーダイヤル　0120－744－960（年中無休・24時間）
（オペレータ受付時間　平日9:30～12:00　13:00～17:30）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆